遠軽町会計年度任用職員の給料・勤務条件等について

1 任用について

(1) 任用方法

あらかじめ申込みのあった方の中から「選考」により任用します。

(2) 任用期間

4月1日から翌年3月31日までの期間の範囲内となります。 なお、勤務成績などを考慮して、次年度も継続して再度の任用をすることがあります。

(3) 勤務時間

ア 「フルタイム」 常勤職員と同様の勤務時間(1日7時間45分×週5日) イ 「パートタイム」 フルタイムより短時間となる勤務時間(職種に応じて、それぞれ勤務時間を設定)

※ パートタイムの勤務時間の例

- 1日7時間45分×週4日
- · 1日6時間×週5日
- 1月当たり17日(7時間45分×17日)
- 1週当たり29時間

2 給料(報酬)について

職種別、経験年数及び勤務量に応じて、個人ごとに給料(月額、日額又は時間額)の額を決定することになります。(月額の場合は当月21日、日額又は時間額の場合は翌月10日に支給)

なお、再度の任用をした場合の給料の額は、経験年数及び勤務量に応じて、昇給(上限あり) します。

※ 経験年数には、町村合併の日(平成17年10月1日)以降の遠軽町又は遠軽町教育 委員会において、同じ職種で勤務した経験年数を加算します。(民間での経験は、加算の 対象外です。)

3 主な手当について

(1) 期末手当 (ボーナス)

任用期間が6か月を超え、1週間当たりの平均勤務時間が23時間15分以上勤務した場合は、期末手当は年間0.95か月分(6月に0.475か月、12月に0.475か月)を上限に支給します。

(2) 通勤手当

居住地から勤務先までの距離(2km以上)に応じて支給します。

4 社会保険等について

- (1) 社会保険(健康保険及び厚生年金) 加入要件を満たす場合に加入します。
- (2) 災害補償労災又は公務災害補償制度に加入します。
- (3) 雇用保険 加入要件を満たす場合に加入します。

5 休暇について

「年次有給休暇」、「結婚休暇」、「忌引休暇」などの有給の休暇と、「病気休暇」などの無給の休暇があります。

6 服務について

会計年度任用職員は、一般職に属する非常勤の地方公務員となることから、地方公務員法の適用を受けることになります。

このため、

- ・ 職務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- ・ 営利企業への従事等の制限

が適用され、違反した場合は、懲戒処分の対象となります。

なお、「営利企業への従事等の制限」は、フルタイムの会計年度任用職員のみ適用されます。

7 問い合わせ先

総務部総務課(100158-42-4811)